

問25)事務局で定めている規則・規程等についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 就業規則	2. 賃金規則	3. 旅費規程	4. 退職金規程	5. 慶弔規程
6. 服務規程	7. 育児休業規程	8. 介護休業規程	9. その他()	

問26)事務局専従職員の募集・採用方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. ハローワークに求人登録	2. インターネットの就職情報サイトの求人広告	3. 新聞、チラシ等の求人広告
4. 就職情報誌の求人広告	5. 民間職業紹介会社に求人依頼	6. 縁故
7. 組合ホームページの求人広告	8. その他()	

問27)事務局専従職員を採用する際に重視する項目についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 職務経験・知識	2. 人柄、性格	3. 資格、特技	4. 面接試験の評価	5. 筆記試験の評価
6. 学業成績	7. その他()			

問28)事務局の人材確保策として実施している福利厚生制度等についてお答えください。(該当項目すべてに○)

1. 中小企業退職金共済制度(中退共)に加入	2. 特定退職金共済制度(特退共)に加入
3. 社会保険制度(厚生年金、雇用保険、健康保険等)に加入	4. 各種保険・共済制度に加入()
5. 各種企業年金制度	6. 財形貯蓄制度
7. 保養施設等の利用契約制度	
8. レクリエーション行事の実施	9. 資金貸付制度
10. その他()	

問29～33は事務局に専従を置かず、兼務等が事務を担当している組合のみご回答ください。それ以外は、問34へ

問29)事務局に専従を置いていない理由は何ですか。(該当項目3つ以内に○)

1. 財政的に困難	2. 人材確保が出来ない	3. 組合役員が事務処理している
4. 兼務職員が事務処理している	5. 外部へ事務委託している	6. その他()

問30)事務局の兼務担当者は何人ですか。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

兼務役員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上
兼務職員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上

問31)事務局兼務責任者の年齢をお答えください。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

1. 29歳以下	2. 30～39歳	3. 40～49歳	4. 50～59歳	5. 60～69歳	6. 70歳以上
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

問32)事務局兼務責任者の担当年数をお答えください。(外部へ事務委託は除く、該当項目1つだけに○)

1. 1年未満	2. 1年以上3年未満	3. 3年以上5年未満	4. 5年以上10年未満
5. 10年以上15年未満	6. 15年以上20年未満	7. 20年以上	

問33)組合が負担している年間事務経費(外部への事務委託費、兼務役員・職員の人件費等を含む。)についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 30万円未満	2. 30万円以上50万円未満	3. 50万円以上100万円未満
4. 100万円以上150万円未満	5. 150万円以上200万円未満	6. 200万円以上

全ての組合へ

問34)事務局の人材育成、中小企業組合士及び無料職業紹介事業等についてご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。11月30日(月)までに返信用封筒にてご返送ください。

会員組合各位

東京都中小企業団体中央会

組合事務局実態調査へのご協力をお願い

本会では、平成21年度地域産業実態調査事業(組合特定問題実態調査)として「組合事務局実態調査」を実施いたします。この調査は、組合事務局の人材育成に関する諸問題の実態及び取り組み状況を把握し、組合事務局の活性化に資することを目的として実施いたします。つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

この調査票に記入された回答内容については、秘密を厳守し、調査報告書作成の目的以外には使用いたしません。

組合事務局実態調査票

ご回答にあたってのお願い

1. 調査時点：平成21年11月1日現在でご記入ください。
2. 返送方法：調査票にご記入のうえ、平成21年11月30日(月)までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
3. お問合せ：本調査に関するお問合せは、下記の担当宛にお願いいたします。

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館7階
 東京都中小企業団体中央会 情報課(担当：加地、安藤)
 TEL：03-3542-0389(直通) FAX：03-3545-2190

組 合 名	
記 入 者	(役職名) (氏名)

問1)事務所の設置状況についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 組合独立事務所を所有	2. 組合独立事務所を賃借	3. 組合員企業の事務所内に併設
4. 親企業の事務所内に併設	5. 関係団体等の事務所内に併設	6. 事務所が設置されていない

問2)組合で事務を担当している方についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専 従	1. 役員及び職員	2. 役員のみ	3. 職員のみ
兼務等	4. 役員	5. 職員(組合員企業社員)	6. 職員(親企業社員)
	7. 職員(関係団体職員)	8. 顧問税理士、コンサルタント等(外部へ事務委託)	9. その他()

*専従と兼務等の区分について:本調査では、組合に常勤し組合から報酬・給与の支給を受けている場合を専従とします。なお、他団体等からも支給を受けている場合は、組合からの支給額が最も多い場合を専従とします。それ以外の場合は、兼務等としてお答えください。

事務局における人材育成について全ての組合にお伺いします。

問3)事務局の人材育成の取り組みについてお答えください。(該当項目1つだけに○)

1. 取り組んでいる(→問5へ)	2. 取り組んでいない(→問4へ)
------------------	-------------------

問4)前問で事務局の人材育成に取り組んでいないと回答した組合のみお答えください。取り組んでいない理由は何ですか。(該当項目3つ以内に○)

1. 業務が繁忙で時間的余裕がない	2. 財政的に余裕がない
3. 役員や組合員の理解が得られない	4. 適切な取り組み方法がわからない
5. 兼務職員等のため専念できない	6. 事務局用の人材育成モデルがない
7. 対象者の資質・意欲の不足	8. その他()

(→問10へ、問5～9はご回答いただかなくて結構です。)

問5)事務局の人材育成に取り組む目的についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | |
|------------------|-------------------|------------|
| 1. 職務に関する基礎知識の修得 | 2. 職務に関する専門知識の修得 | 3. 事務局の活性化 |
| 4. 問題解決能力、創造力の向上 | 5. コミュニケーション能力の向上 | 6. 職務意欲の向上 |
| 7. その他() | | |

問6)事務局の人材育成の方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | |
|-----------|-------------------|----------------|
| 1. OJTを実施 | 2. 教育・研修機関の研修への参加 | 3. 中央会の講習会への参加 |
| 4. 自己研鑽 | 5. 各種団体等の研修への参加 | 6. 組合事業関連資格の取得 |
| 7. その他() | | |

問7)事務局の人材育成に必要な研修分野についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | |
|------------|------------|------------|-----------|
| 1. 組合運営・制度 | 2. 組合会計 | 3. 税務 | 4. 金融・財務 |
| 5. 人事・労務管理 | 6. 総務・法務 | 7. 安全衛生管理 | 8. パソコン実務 |
| 9. 業界専門知識 | 10. 資格受験対策 | 11. その他() | |

問8)事務局の人材育成に関して中央会に期待する支援内容についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 中央会の講習会等の内容充実 | 2. 行政機関や支援機関等の助成金制度の情報提供 |
| 3. 中央会の補助金制度の充実 | 4. 専門家や教育機関の紹介等 |
| 5. その他() | |

問9)事務局の人材育成に関して中央会に実施を希望する講習会等のテーマについてお答えください。

(現在、中央会で実施している講習会を含みます。該当項目すべてに○)

- | | | | |
|--------------|------------|---------|-----------|
| 1. 組合事務管理 | 2. 組合事業運営 | 3. 組合会計 | 4. 組合組織管理 |
| 5. 人事労務管理 | 6. 安全衛生管理 | 7. 環境経営 | 8. パソコン実務 |
| 9. 中小企業組合士養成 | 10. その他() | | |

問10)事務局で取得を奨励している資格についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | | |
|-------------|----------------|---------|------------|------------|
| 1. 簿記検定(級) | 2. 中小企業組合士 | 3. 行政書士 | 4. 社会保険労務士 | 5. 中小企業診断士 |
| 6. 情報関連資格 | 7. 組合事業関連資格() | | | 8. なし |

問11)事務局ですでに取得している資格についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | | |
|-------------|----------------|---------|------------|------------|
| 1. 簿記検定(級) | 2. 中小企業組合士 | 3. 行政書士 | 4. 社会保険労務士 | 5. 中小企業診断士 |
| 6. 情報関連資格 | 7. 組合事業関連資格() | | | 8. なし |

問12)事務局で資格を取得した場合の処遇改善についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | |
|-------------|------------------|----------------------|
| 1. 資格手当の支給 | 2. 昇給、昇格等の処遇アップ | 3. 養成講座・受験料等の取得費用の助成 |
| 4. 登録更新料の助成 | 5. 資格実施団体の会費等の助成 | 6. 行っていない |

問13)中央会が人材育成として推進している中小企業組合士(*)についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 中小企業組合士について知っている | 2. 役員・職員に中小企業組合士の有資格者がいる |
| 3. 今年度、受験する者がいる | 4. 来年度以降の受験予定者がいる |
| 5. 中小企業組合士について知りたい | 6. 中小企業組合士について関心がない |

*中小企業組合士:組合事務局役員・職員等の職務遂行に必要な専門知識について全国中央会が実施する「組合検定試験」の合格者のうち3年間の組合実務経験のある者に対して資格認定のうえ与えられる資格の称号。

問14)中央会が中小企業組合士等の人材活用として実施している無料職業紹介事業(*)についてお答えください。

(該当項目すべてに○)

- | | | |
|------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1. 事業について知っている | 2. 事業を利用したことがある | 3. 現在、求人登録して利用中である |
| 4. 事業を利用して事務局の人材確保ができた | 5. 事務局の人材確保のため利用してみたい | |
| 6. 事業の利用方法を知りたい | 7. 事業について関心がない | |

*中央会の無料職業紹介事業:事務局体制の整備を目的として、事務局人材を求める組合と中小企業組合士等(求職者)の雇用の安定や人材活用を図るため、中央会が無料で求人・求職情報の収集と提供を行い、組合と中小企業組合士等をマッチングさせる事業です。

問15)中央会からの各種情報(人材育成を含む)の入手方法についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 1. 巡回担当者が組合訪問した時 | 2. 巡回担当者からの電話・メール等 | 3. 郵送・FAXによる案内 |
| 4. 「中小企業だより」の掲載記事 | 5. 中央会ホームページの閲覧 | |
| 6. 中央会を訪問した時 | 7. その他() | |

問16)事務局の人材に関する課題についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| 1. 職員が定着しない | 2. 人材確保の困難 | 3. 業務量に対する人員の不足 |
| 4. 業務遂行能力が不足 | 5. パソコンスキルの不足 | 6. 職員の高齢化 |
| 7. 取り組みが困難 | 8. 課題はない | 9. その他() |

問17~28までは、問2で1~3に回答された事務局に専従(現業部門除く)を置いている組合のみご回答ください。

それ以外の問2で4~9に回答された兼務等を置いている組合は問29へ

*現業部門:事務部門とは別に、組合が事業として実施している共同生産・加工の業務、共同配送の梱包・発送業務等を行う現場部門を指します。

問17)専従の人数についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専従役員	1. 0人	2. 1人	3. 2人以上				
専従職員	1. 0人	2. 1人	3. 2人	4. 3人	5. 4~5人	6. 6~10人	7. 11人以上

問18)事務局専従責任者の役職についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

専従役員	1. 理事長	2. 専務理事	3. 常務理事	4. 理事
専従職員	5. 理事・事務局長	6. 事務局長(事務長)	7. その他(役職名:)	

問19)事務局専従責任者の年齢をお答えください。(該当項目1つだけに○)

- | | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 29歳以下 | 2. 30~39歳 | 3. 40~49歳 | 4. 50~59歳 | 5. 60~69歳 | 6. 70歳以上 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|

問20)事務局専従責任者の勤続年数をお答えください。(該当項目1つだけに○)

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上3年未満 | 3. 3年以上5年未満 | 4. 5年以上10年未満 |
| 5. 10年以上15年未満 | 6. 15年以上20年未満 | 7. 20年以上30年未満 | 8. 30年以上 |

問21)事務局専従責任者の収入等についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

①組合からの年間支給額をお答えください。(該当項目1つだけに○)

- | | | |
|-------------------|---------------------|-------------------|
| 1. 200万円未満 | 2. 200万円以上400万円未満 | 3. 400万円以上600万円未満 |
| 4. 600万円以上800万円未満 | 5. 800万円以上1,000万円未満 | 6. 1,000万円以上 |

②組合以外からの収入源についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | |
|--------------|---------|-----------------|-----------|
| 1. 組合からの収入のみ | 2. 年金収入 | 3. 高齢雇用継続給付金の受給 | 4. その他() |
|--------------|---------|-----------------|-----------|

③組合以外からの年間収入額をお答えください。(該当項目1つだけに○)

- | | | | |
|-------------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 1. なし | 2. 30万円未満 | 3. 30万円以上50万円未満 | 4. 50万円以上100万円未満 |
| 5. 100万円以上150万円未満 | 6. 150万円以上200万円未満 | 7. 200万円以上 | |

問22)事務局専従責任者の組合採用直前の勤務先についてお答えください。(該当項目1つだけに○)

- | | | | | |
|---------|----------|----------|-----------|---------|
| 1. 一般企業 | 2. 親企業 | 3. 組合員企業 | 4. 関係団体 | 5. 行政機関 |
| 6. 金融機関 | 7. 新規学卒者 | 8. 他の組合 | 9. その他() | |

問23)事務局専従職員の雇用形態についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | |
|----------------|-----------|---------|---------|
| 1. 正規職員(フルタイム) | 2. 契約職員 | 3. 嘱託職員 | 4. 派遣職員 |
| 5. パートタイム職員 | 6. その他() | | |

問24)事務局専従職員に支給している手当についてお答えください。(該当項目すべてに○)

- | | | | |
|-----------------|------------|--------------|----------------|
| 1. 役付手当 | 2. 家族・扶養手当 | 3. 通勤手当 | 4. 住宅手当 |
| 5. 精・皆勤手当 | 6. 特殊勤務手当 | 7. 中小企業組合士手当 | 8. 資格手当(資格名:) |
| 9. その他の手当(名称:) | | | 10. 特になし |